

## 山梨県と学校法人日本医科大学日本獣医生命科学大学との 包括的研究教育協力に関する覚書

山梨県（以下、「甲」という。）と学校法人日本医科大学日本獣医生命科学大学（以下、「乙」という。）は、包括的研究教育協力（以下、「研究協力」という。）に関し、次のとおり覚書を交わす。

### 第1条（目的）

甲および乙は、研究や教育に関する包括的な協力のもと、相互の人材交流を通して、獣医学並びに応用生命科学分野における学生教育、人材育成、学術の発展、技術開発並びに地域の産業振興に貢献することを目的とする。

### 第2条（研究協力の内容）

甲および乙は、前条の目的を達成するため、次の事項に関して、包括的な研究協力を行う。

- （1）県職員の専門的研修に関すること。
- （2）大学学部学生並びに大学院学生の研修や実習に関すること。
- （3）獣医学並びに応用生命科学分野における共同研究に関すること。
- （4）施設の相互利用に関すること。
- （5）県民への講習・指導・助言に関すること。
- （6）その他、目的達成に必要と認められた事項に関すること。

### 第3条（研究協力の推進組織）

甲および乙は、研究教育課題に関する情報交換と研究協力を実行するための施策を立案・実施するために、共同で研究教育協力委員会を組織する。

### 第4条（秘密の保持）

甲および乙は、研究協力を行うに際して、相手方に開示する自己の秘密情報および研究教育協力により得られた成果のうち両当事者で秘密情報と決定したものにつき守秘義務を負う。守秘義務対象を決定した情報にはそのことを明示する所定の表示をするものとする。

また、公表については両当事者間で少なくとも1ヶ月前に相手方に連絡し、事前に相手方の書面による承諾を取るものとする。

#### 第5条（知的財産の取扱い）

甲および乙は、研究成果として生まれた知的財産を、その貢献度に応じて所有し、活用する権利を有する。その活用に際しては適切な方法で社会的に広く活用するように図るとともに、適当な対価の獲得に努める。

知的財産の取扱いについては、両当事者の立場の違いに配慮し、負担と受益とを公正にすることを原則とし、その具体的取扱いについては個別の研究テーマ毎に締結する契約書によって取り決めるものとする。

#### 第6条（不測時の対応）

研究をスムーズに遂行する上で、事故などの不測の事態が発生したときは、甲乙双方が誠意をもって速やかな対応と解決を図ることとする。

#### 第7条（覚書の有効期限）

本覚書は、締結日から3年間有効とする。ただし、本覚書の期間満了の1ヶ月前までに、両当事者のいずれからも別段の申し出がない場合は、更に同一条件にて3年間延長するものとする。また、その後も同様とする。

なお、有効期間中に本覚書の修正および解約をしたい場合は、研究教育協力委員会で協議決定するものとする。

本覚書締結の証として、本書を2通作成し、甲乙署名の上、各1通を保有する。

平成27年4月22日

甲 山梨県甲府市丸の内1-6-1  
山梨県知事

乙 東京都武蔵野市境南町1-7-1  
日本獣医生命科学大学  
学長